

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 志貴野長生寮

【介護老人福祉施設】

(富山県指定 第 1670201597 号)

当施設は、ご利用者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容および契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

特別養護老人ホーム 志貴野長生寮
〒939-1254 富山県高岡市滝新 21 番地 1

指定介護老人福祉施設 志貴野長生寮 重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）志貴野長生寮（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

2 事業者（法人）の概要

事業者番号	1670201597
事業者（法人）	社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
所在地	〒939-1273 富山県高岡市葦附1239番地の27
代表者	理事長 笠島 學
設立年月日	昭和58年6月11日
電話番号	Tel. 0766-36-1200 Fax. 0766-36-1203

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 志貴野長生寮
所在地	〒939-1254 富山県高岡市滝新21番地1
施設長	施設長 岡嶋 雅弘
開設年月日	平成19年4月1日（昭和48年4月1日）
電話番号	0766-36-8181
FAX番号	0766-36-8177

(2) 設備の概要

居室	38室 1人部屋（20室）（別にショートステイ室：5室） 2人部屋（6室） 4人部屋（12室）
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。

食堂	2室 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	1室 特殊浴槽。
洗面設備	各居室に設置 他 4 箇所 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	12室 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護士室 ・看護師室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・家族室

＜居室の変更＞

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1 名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1 名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1 名以上
介護職員	介護業務	30名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	4名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1 名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1 名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1 名以上
事務職員他		必要数

(4) 営業時間と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	事務対応 8時30分 ～ 17時30分
定員	80名

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	施設サービス計画を作成します。 - 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 - 施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 - 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 - 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 - 入浴又は清拭は週2回以上行います。 - 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 - おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 - 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 - その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食 事	栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 【食事時間】 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 ・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。 ・ 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 特別な居室

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な居室を提供します。

③ 貴重品の管理

利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金
- ・ お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- ・ 保管管理者：施設長
- ・ 出納方法

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者又は代理人へ交付します。

④ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑥ インフルエンザ予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

⑦ 利用者の移送

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】 高岡市内（無料）

5 利用料等

サービスを利用した場合の利用料金は別紙の通りです。（別紙「**利用料金表**」をご参照ください。）お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

＜居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。【令和6年7月31日まで】

（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方					
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	0 円	320円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方	段階 2	370円	420円	390円
	非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下	段階 3 ①	370円	820円	650円
	非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階 3 ②	370円	820円	1, 360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1, 171円	1, 445 円

【令和6年8月1日より】

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階 1	0 円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方				
	非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下				
	非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階 3 ②	430円	880円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	915円	1,231円	1,445 円

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日ごろまでにご請求いたします。

お支払いは、原則、当事業所指定の金融機開口座からの自動引き落としとさせていただきます。

(支払期日：毎月18～20日ごろの平日、指定金融機関：北陸銀行)

ただし、引き落としを希望されない場合は、当事業所指定口座へのお振込みまたは現金でのお支払いもできます。(振込手数料は振込人のご負担となります。)

7 施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設若しくはサービス従事者が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 検査入院等7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

- ② 7日間以上3月以内の入院の場合

7日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、3月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

- ③ 3月以内の退院が見込まれない場合

3月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入所することはできません。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 身元引受人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者若しくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ② 民法に定める連帯保証人
 - ③ 施設と代理人との協議の上、身元引受人とは別の者を連帯保証人と定めることも可能とします。
- (4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ① 連帯保証人は、利用者 又は代理人 と連帯して、本契約から生じる利用者 又は代理人 の債務を負担するものとします。
 - ② 前項の連帯保証人の負担は、極度額65万円（介護保険負担割合 4割の3か月分の施設利用料に相当）を限度とします。
 - ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人 又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ④ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：高橋生活相談員 塚本介護支援専門員

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご連絡先 電話番号 0766-36-8181 メール：shikinochoseiryo@view.ocn.ne.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

① 高岡市長寿福祉課

所在地 富山県高岡市広小路 7-50

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

電話番号 Tel. 0766-20-1375

② 砺波市福祉市民部高齢介護課

所 在 地 富山県砺波市栄町 7 番 3 号
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号 Tel. 0763-33-1328

③ 射水市福祉保健部介護保険課

所 在 地 射水市新開発 410 番地 1
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号 Tel. 0766-51-6627

※ 上記は送迎実施範囲の行政窓口のみを掲載しています。その他の市町村からご利用されている方は、出身市町村の関係窓口となります。

その他の苦情受付機関

① 富山県福祉サービス運営適正化委員会（富山県社会福祉協議会内）

所 在 地 富山県富山市安住町 5-21（富山県総合福祉会館 2 階）
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-432-3280 Fax. 076-432-6532

② 富山県国民健康保険団体連合会

所 在 地 富山県富山市下野豆田 995-3
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-431-9833 Fax. 076-431-9834

※第三者委員 氏名 堂田 正三 電話番号 0766-36-0513
 氏名 押川 和子 電話番号 0766-36-0523

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

17 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

済生会高岡病院 [入院設備あり]
〒933-0816 富山県高岡市二塚 387-1 0766-21-0570

光ヶ丘病院 [入院設備あり]

【協力歯科医療機関】

はたる野歯科医院

〒939-0256 富山県射水市広上320-12 0766-51-7744

また、当事業所では、以下の医師と嘱託契約を締結しており、ご利用者の心身の状態によっては、当事業所内で診療を受けることができます。

(当事業所の嘱託医)

- 笠 島 學 (光ヶ丘病院) : 外科, 内科
- 成 瀬 隆 倫 (なるせクリニック) : 内科
- 小 関 陽 樹 (こせきクリニック) : 精神科

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合